

令和6年度 第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年12月10日(火) 午後2時55分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
		10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(1名)	9番 横川 力 委員			
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第34号議案 非農地の現況証明について 第35号議案 農用地利用集積計画の決定について 第36号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第37号議案 令和7年農業労働賃金等標準額の決定について 第38号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>岡本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第9回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号18番の岡本章 推進委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事</p> <p>議案第32号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号12番の山上真治委員、議席番号3番の尾川寛信委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p> <p>本日、報告事項はございません。日程3.議事に移ります。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>会議書2頁です。</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったの</p>

で、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は 2-2、2-3 頁)

番号 1 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、国信●●。土地の所在は、全部で 6 筆あります。大字国信——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも畑。面積は、1,207 m²。国信——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも畑。面積は、227 m²。国信——。地目は、台帳 田、現況・利用状況は畑。面積は、1,872 m²。国信——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、2,408 m²。大字高辻——。地目は、台帳 田、現況・利用状況は畑。面積は、77 m²。高辻——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,027 m²です。権利取得後の経営面積は 68 アールで、売買による所有権移転です。

頁をめくっていただき、2-2 頁が大字国信地内の航空写真の位置図です。赤色で囲っている 4 箇所です。次の 2-3 頁が大字高辻地内の航空写真の位置図です。赤色で囲っている 2 箇所です。番号 1 の説明は以上です。

次に、2-1 頁をお願いします。

(資料は 2-4 頁)

番号 2 譲渡人は、埼玉県所沢市●●。譲受人は、川上●●。土地の所在は、大字川上——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,889 m²です。権利取得後の経営面積は 94 アールで、贈与による所有権移転です。

頁をめくっていただき、2-4 頁が航空写真の位置図です。右側に赤色で囲っている箇所です。先ほどの番号 1 の大字高辻地内の案件の場所からさらに東側に位置します。番号 2 の説明は以上です。

再度、2-1 頁をお願いします。

(資料は 2-5 頁)

番号 3 譲渡人は、埼玉県所沢市●●。譲受人は、川上●●。土地の所在は、大字高辻——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、510 m²です。権利取得後の経営面積は 414 アールで、贈与による所有権移転です。

頁をめくっていただき、2-5 頁が航空写真の位置図です。中央少し右側に細長く赤色で囲っている箇所です。先ほどの番号 1 の大字高辻地内の案件と番号 2 の案件の間に位置するところです。番号 3 の説明は以上です。

<p>議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>再度、2-1 頁をお願いします。 (資料は 2-6 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、北福●●。譲受人は、北福●●。土地の所在は、大字北福——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、541 m²です。権利取得後の経営面積は 174 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-6 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている箇所です。番号 4 の説明は以上です。</p> <p>再度、2-1 頁をお願いします。 (資料は 2-7 頁)</p> <p>番号 5 譲渡人は、北福●●。譲受人は、北福●●。土地の所在は、大字北福——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,115 m²です。権利取得後の経営面積は 203 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-7 頁が航空写真の位置図です。中央少し右側に赤色で囲っている箇所です。先ほどの番号 4 の案件から少し東側に位置するところになります。番号 5 の説明は以上です。なお、番号 4 と番号 5 の案件は、所有者間で農地を交換されるものです。</p> <p>以上、この 5 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p>
--	------------------------------------	---

次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、3-1頁～3-6頁)

番号1 土地の所在は、はわい長瀬——。地目は、畑。転用面積は、311㎡です。転用計画の用途は、住宅用地。施設概要は、作業所1棟の建築で、建築面積は、66.15㎡です。

譲受人は、はわい長瀬●●と●●のご夫妻。譲渡人は、はわい長瀬●●で、●●の父親です。契約内容は、親子間の贈与による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は、第1種農地と判断しました。

区分決定根拠は、羽合土地改良区の畑地かんがい事業が施工されている区域内にある農地であることから、農業公共投資の対象農地となるためです。

許可根拠規定は、既存集落に居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、集落接続と判断しました。通常、第1種農地の転用は、原則不許可であります。いくつか例外許可できる規定があり、この度はその規定の一つである集落接続をもって許可根拠とするものです。なお、このことについては、事前に許可権者である県とも協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有です。

事業内容は、作業所1棟の建築。高さ30cmの盛土造成を行います。申請地の東側、南側及び西側隣接農地との境界線には、コンクリートブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぐ対策を取るものです。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。申請地の隣接農地所有者の同意書が添付されています。

頁をめくって頂き、3-1頁が航空写真の位置図で、中央少し右上付近に赤色で囲っている箇所です。●●集落に接する箇所、集落内に位置すると言っても良いかと思えます。申請地の左上の隣接地番、——番、ここが譲受人である●●、●●ご夫妻名義の宅地であり、すでに家が建っています。参考までに、この——番は、元々はこの度の申請地である——番から、以前、5条転用により分筆された土地であります。この度は——番の5条申請になります。

次の3-2頁が現地の写真です。左の写真は、方角で言えば西側から申請地を見た写真、右の写真は、申請地を南側から撮影したものです。右の南側から撮影した写真で、2階建ての白い壁の家が2棟写っていますが、左側の家が、譲受人である●●、●●ご夫妻名義の宅地であります。

次の3-3頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。道路を茶色

	<p>(議長)</p> <p>尾川委員</p>	<p>で示しています。この公図で見れば、申請地の周辺には、地目の上では水路は見当たりませんが、茶色で示している道路は、町道であり、道路側溝が設置されています。</p> <p>次の3-4頁が断面図、配管図と記載があります。いわゆる土地利用計画図です。申請地を黄色で囲っています。譲受人ご夫妻名義の既存の宅地、——番を緑色で囲っています。この度建築する作業所は、申請地と隣地の枝番——に少しまたぐような形で建築されます。作業所の東側には、ビニールハウスを設置される計画です。申請地と隣接農地との境界線、東側、南側、西側の境界線には、コンクリートブロックを2段設置し、土砂の流出を防ぐ対策を取られます。アルファベットでCB2段と記載があります。下水排水は赤線で、雨水は青線で示してあり、隣地の枝番——の敷地内を通して、最終的には西側道路、町道長瀬新川線に設置の下水本管、雨水は道路側溝へつなげる計画です。</p> <p>参考までに、この転用申請を行うに至った経緯を申し上げますと、譲受人の一人である●●のご両親が従前からこの集落内に居住されており、この集落の別の場所にご両親の作業所があるようですが、手狭であることと築100年と老朽化しており、ご両親は建て替えを希望されているようです。しかし、ご両親は建築資金もなく、高齢のためローンも組めない状況であるようです。譲受人である●●、●●ご夫妻が金融機関に相談したところ、この若いご夫妻が事業主体となり、この転用申請により、名義変更をし、現在若いご夫妻が抱えている住宅ローンにこの度建築する建物の資金を加えて、ローンを借り換えることで、ローンが組むことができるようになったとのことです。ご両親のためにこの作業所の建築が進められることから、この転用申請をされたものです。</p> <p>次の3-5頁が、作業所兼居宅部分の平面図です。平屋で、建築面積は66.15㎡です。</p> <p>次の3-6頁が、東西南北、各々から見た立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号3番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、周囲にコンクリートブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぐ対策を取られます。また、下水排水も町道に埋設の下水本管につなげる計画であり、周辺農地への支障もありません。</p>
--	-------------------------	---

<p>議案第 34 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)</p>	<p>よって、この転用申請を認めることについて問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し採決を行います。議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 34 号「非農地の現況証明について」を議題とします。申請番号ごとに説明と現地確認の報告をいただきます。まずは、申請番号 1 について説明してください。</p> <p>会議書 4 頁です。</p> <p>議案第 34 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、大阪府四条畷市●●。土地の所在は、大字佐美——と——の 2 筆。地目は、2 筆とも台帳 田、現況 原野。面積は記載のとおりです。20 年以上前から農地として耕作や管理ができなくなり、原野化したものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている 2 箇所です。申請地の東側隣接に南北斜めに走っているのは県道です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-2 頁が現地の写真です。左の写真は——番、右の写真は——番であり、ともに東側に隣接する県道側から撮影しています。</p> <p>次の 4-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地 2 筆を黄色で囲っています。番号 1 の説明は以上です。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 13 番の赤井 保推進委員より報告をしてください。</p>

赤井推進委員 (議長) 事務局		申請地は、雑草がよく伸びており、農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 質疑は、後で一括してお受けします。次に申請番号 2 について、説明してください。 再度、4 頁をお願いします。 (資料は 4-4 頁～4-6 頁) 番号 2 申請人は、田後●●。土地の所在は、大字田後——。地目は台帳 田、現況 雑種地。 面積は 171 m ² です。農地として耕作や管理ができなくなった後、昭和 37 年頃から駐車場として利用しているものです。 頁をめぐっていただき、4-4 頁が航空写真の位置図です。中央下付近に赤色で囲っている箇所です。 頁をめぐっていただき、4-5 頁が現地の写真です。左の写真は北西側から、右の写真は南西側から撮影したものです。 次の 4-6 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。番号 2 の説明は以上です。
(議長)		説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 6 番の山下和子委員より報告をしてください。
山下委員		申請地は、60 年にわたり駐車場として利用されている土地で、農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。
(議長)		以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。申請番号 1 と 2 について、皆さんのほうから質疑はございますか。
山上委員		番号 2 の案件について、非農地にすることに異議はありませんが、先日、この敷地に侵入した車両が敷地内のぬかるみにはまって出られなくなる事案がありました。非農地証明をする際にも整地等をしていただくことの指導できませんか。
事務局		非農地証明書の発行の際にでもそのことは申しおきます。
山上委員		わかりました。
(議長)		そのほかに質疑はございますか。
山本推進委員		番号 1 の案件について、非農地になったら草刈はしなくて良いですか。

<p>議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局 山本推進委員 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>農地、非農地に関わらず、周辺に迷惑がかかるようであれば、草刈は必要であります。わかりました。</p> <p>その他に質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、申請番号ごとに採決を行います。議案第 34 号「非農地の現況証明について」の内、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 34 号「非農地の現況証明について」は、2 案件とも原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 9 番の横川 力委員、10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、以上 3 名より申請の整理番号 19 から 23、40、41、52 から 58、77、81、82、84 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 19 から 23、40、41、52 から 58、77、81、82、84 の案件を先に分割審議することとします。それでは、横川 力委員は本日欠席です。中村弘明委員、蔵本孝広委員の 2 名は退席してください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員 退席)</p> <p>2 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、総括及び分割審議の案件について説明してください。</p> <p>会議書 5 頁です。</p> <p>議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規</p>
--------------------------------------	---	---

		<p>定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和6年12月16日です。 (資料は、5-1頁～5-10頁)</p> <p>5-1頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は、借人29、貸人81。利用権の設定期間は、田畑の合計で、3年以上6年未満が66件で122,222㎡、6年以上10年未満が4件で11,931㎡、10年以上が19件で39,037㎡です。設定作物等面積は、水田としての利用が154,815㎡、転作田としての利用が8,901㎡、樹園地としての利用が3,920㎡、普通畑としての利用が5,554㎡です。利用権設定面積率は1.468%です。各筆明細は、頁をめくって頂き5-2頁以降になります。</p> <p>分割審議案件です。まずは、議席番号9番の横川 力委員関連です。5-9頁の整理番号81、利用権の設定を受ける者、横川 力です。大字方面地内の記載の1筆の田を、更新で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。議席番号9番の横川 力委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号10番の中村弘明委員関連です。5-3頁の整理番号19から5-4頁の整理番号23まで、利用権の設定を受ける者は、合同会社●●です。大字下浅津及び光吉地内の記載の9筆の田を、更新で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-5頁の整理番号40と5-6頁の整理番号41、大字下浅津及び光吉地内の記載の5筆の田を、更新で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-7頁の整理番号55、大字水下地内の記載の2筆の田を、新規で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号56から58、大字光吉、水下、久留地内の記載の3筆の田を、更新で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-9頁の整理番号77の大字水下地内の記載の2筆の田と整理番号82の大字下浅津地内の記載の1筆の田を、更新で水稻栽培を10年間、無償での使用貸借です。議席番号10番の中村弘明委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号11番の蔵本孝広委員関連です。</p> <p>5-6頁の整理番号52から5-7頁の整理番号54まで、利用権の設定を受ける者は、蔵本孝広です。大字光吉、橋津、赤池地内の記載の9筆の田を、更新で水稻栽培を5年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-10頁の整理番号84、大字橋津地内の記載の1筆の田を、更新で水稻栽培を5年間、無償で</p>
--	--	--

	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>の使用貸借です。議席番号 11 番の蔵本孝広委員関連は以上です。</p> <p>以上、分割審議案件の 3 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。分割審議案件の各筆明細、整理番号 19 から 23、40、41、52 から 58、77、81、82、84 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議している各筆明細、整理番号 19 から 23、40、41、52 から 58、77、81、82、84 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号 19 から 23、40、41、52 から 58、77、81、82、84 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している 2 名の委員に入ってください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員 着席)</p> <p>それでは、2 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 35 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>分割審議以外の案件です。新規と更新の契約がありますが、案件が多いため、新規契約のみを説明します。</p> <p>5-3 頁です。整理番号 17、利用権の設定を受ける者、野方●●です。大字野方地内の記載の 1 筆の田を新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-5 頁です。整理番号 32 と 33、利用権の設定を受ける者、北福●●です。大字方地地内の記載の 5 筆の田を新規で大豆栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-6 頁です。整理番号 46、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字埴見地内の記載の 1 筆の田を新規で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-9 頁です。整理番号 76、利用権の設定を受ける者、埴見●●です。2 筆記載がありますが、新規は 1 筆です。大字埴見——番の田を新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。もう</p>
--	------------------------	---

	<p>(議長) 河井推進委員 事務局</p> <p>赤井推進委員 事務局</p> <p>河井、赤井推進委員 (議長) 清水委員 事務局 清水委員 (議長)</p>	<p>1筆の——番は更新です。</p> <p>整理番号 78 から 80、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字長江、門田、長和田地内の記載の 8 筆の田を新規で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-10 頁です。整理番号 83、86、87、88、利用権の設定を受ける者、川上●●です。大字引地地内の記載の 4 筆の田を新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 85、利用権の設定を受ける者、羽衣石●●です。大字羽衣石地内の記載の 2 筆の田を新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>以上が新規であり、更新は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。</p> <p>分割審議以外のこれら案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>この利用権設定について、今後はしてもしなくても良いということはありませんでしたか。</p> <p>この農用地利用集積計画は、今年度末で終了し、来年度 4 月からは、農用地利用集積等促進計画に一本化されます。ただし、令和 7 年 4 月以降であっても、農用地利用集積計画は期間が満了するまでは有効であります。</p> <p>来年 5 月に貸借の契約を提出する場合は、三者契約のほうですか。</p> <p>そのとおりです。中間管理機構を含めた三者契約の様式になります。ただし、三者契約になっても、地権者と耕作者の押印をしたうえで、今までどおり農業委員会に提出してください。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>5-5 頁の整理番号 32 と 33 について、大豆を 10 年間作られるのでしょうか。大豆は連作できないという認識をしていますので確認です。</p> <p>初年度が大豆、次年度以降は水稻の可能性がります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
--	---	--

<p>議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、以上 2 名より申請の農地番号 14 から 26、51、52 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農地番号 14 から 26、51、52 の案件を先に分割審議することとします。それでは、中村弘明委員、山上真治委員の 2 名は退席してください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員 退席)</p> <p>2 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」のうち、分割審議の案件、農地番号 14 から 26、51、52 の案件について説明してください。</p> <p>会議書 6 頁です。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁～6-3 頁)</p> <p>次の 6-1 頁からの農用地利用集積等促進計画案、各筆明細をご覧ください。</p> <p>まずは、分割審議案件です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。</p> <p>6-1 頁の農地番号 14 から 6-2 頁の農地番号 26 までが該当します。地権者は記載の 5 人。土地は、大字下浅津地内及び光吉地内の記載の 13 筆で、すべて地目は田。これら 13 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、5 年が 4 筆、10 年が 9 筆で、すべて無償で、合同会社●●に配分するものです。契約状況は、すべて更新です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連です。</p> <p>6-2 頁の農地番号 51 と 52 が該当します。地権者は記載のとおりです。土地は、はわい長瀬地</p>
--	------------------------	--

	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>内の記載の 2 筆で、地目はともに田。これら 2 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、ともに 10 年で、ともに無償で、株式会社●●に配分するものです。契約状況は、2 筆とも更新です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。分割審議案件の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。分割審議案件の農地番号 14 から 26、51、52 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している農地番号 14 から 26、51、52 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、農地番号 14 から 26、51、52 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している 2 名の委員に入ってください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員 着席)</p> <p>それでは、2 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 36 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>分割審議以外の案件について、簡潔に説明します。</p> <p>土地の地目はすべて田で、中間管理機構を通して、すべて水稻栽培をするものです。それでは、配分先を中心に説明します。</p> <p>6-1 頁の農地番号 1 から農地番号 13 までの 13 筆を株式会社●●に配分するものです。農地番号 1 から 10 までは、契約期間が 10 年、無償です。農地番号 11 から 13 までは、地権者が機構に預ける期間は 10 年ですが、機構から耕作者に貸付する期間は 5 年で、有償での契約です。契約状況は、すべて更新です。</p> <p>6-2 頁の農地番号 27 から農地番号 50 までの 24 筆を、株式会社●●に配分するものです。契約期間は、5 年が 1 筆、10 年が 23 筆で、農地番号 47 のみが有償、その他は無償で、契約状況は、すべて更新です。</p> <p>6-2 頁の農地番号 53 から 6-3 頁の農地番号 60 までの 8 筆を門田●●に配分するものです。</p>
--	------------------------	--

<p>議案第 37 号 令和 7 年農業労働賃金等標準額の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>契約期間はすべて 6 年で、すべて無償で、契約状況は、すべて新規です。</p> <p>6-3 頁の農地番号 61 から農地番号 65 までの大字下浅津地内の 5 筆について、現況は荒廃地となっており、中間管理機構が地権者から農地を借り受け、令和 7 年中に農地を再生する事業、機構中間保有地再生活用事業を実施するものです。地権者と機構との契約期間は 10 年です。契約状況は、新規です。再生事業が終了し、耕作できる状態になってから、機構と耕作者との契約になるため、耕作者情報が空欄となっていますが、参考までに、機構が耕作者に貸し付ける期間は、令和 8 年から令和 16 年までの 9 年間となる予定です。耕作者は●●の予定です。分割審議以外の案件の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 37 号「令和 7 年農業労働賃金等標準額の決定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>会議書 7 頁です。</p> <p>議案第 37 号「令和 7 年農業労働賃金等標準額の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 7 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の議決を求めるものです。(資料は 7-1 頁、7-2 頁)</p> <p>7-1 頁の令和 7 年農業労働賃金等標準額表(改正案)をご覧ください。</p> <p>記載の金額については、JA 鳥取中央から報告のあった金額を掲載させていただいております。JA 鳥取中央管内、湯梨浜町の東郷水田作協議会、羽合機械銀行の各代表者の集まりによって協議された金額とのことです。</p> <p>ちなみに、令和 6 年との比較は、次の 7-2 頁に掲載のとおりですので、まずは 7-2 頁をご覧ください。金額はいずれも消費税込みの金額での比較です。</p> <p>令和 6 年と比較し、改正する作業の金額を赤字にしています。一般農作業賃金を 1 時間あたり</p>
---	------------------------------------	--

	<p>(議長) 蔵本委員</p> <p>(議長)</p> <p>山田委員</p> <p>(議長) 山田委員 (議長) 蔵本委員</p>	<p>950 円から 1,000 円に増額改正することをはじめ、すべての作業賃金を増額改正する案でございます。</p> <p>なお、水田の中段あたりに掲載されている不耕起直播については、本町においては作業実態がないことから令和 7 年の項目から削除するものです。</p> <p>また、備考欄についても若干の改正等があります。草刈りの肩掛・背負刈払機等については、機械・燃料代含むの後に、括弧書きで、モア等使用の場合は別途協議を追記します。水田の田植えの備考欄、薬剤同時処理は 600 円増に改正します。籾運搬のフレコンの備考欄、袋使用料 10 アールあたりは 500 円別に改正します。</p> <p>その他、記載のとおりですのでご確認ください。</p> <p>なお、下段の表は、参考として東郷果実部協定賃金表を掲載しています。こちらについては令和 6 年と同額ということを確認しています。</p> <p>これを踏まえて、7-1 頁は、令和 7 年の金額として、農業労働賃金等標準額表（改正案）として掲載しています。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。蔵本委員より補足説明があればお願いします。</p> <p>この度は、資材費の高騰や、米の価格の上昇等も踏まえて、すべての賃金について見直そうということで協議をしております。近隣の市町の状況も確認したうえで金額を設定しました。よろしくをお願いします。</p> <p>この賃金については、依頼者側と請負者側、双方の立場を考慮したうえで決定するものです。蔵本委員からの補足説明も参考にさせていただき、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>米の値段は 30 年前と同程度になったものの、資材等の価格は上昇しています。この賃金の値上げは、この程度で良いのかという思いもあります。</p> <p>代案はありますか。例えば、この作業はこの金額にするとか。</p> <p>そこまではありません。</p> <p>皆さんのほうで何かございますか。</p> <p>できればもっと上げたかったというのが本音です。一般農作業賃金は、各生産部会も 1 時間 1,000 円を打ち出しているため、これに合わせました。その他の作業については、急激に上げることは無理であろうということから記載の金額としています。</p>
--	---	--

	<p>(議長)</p> <p>蔵本委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>受委託に関わられる方もあろうかと思えます。その他にご意見はございますか。</p> <p>それでは、水田関係はこれでよろしいでしょうか。</p> <p>私からですが、耕耘の病害虫対策（秋季）とありますが、これはジャンボタニシのことですが、このことを明記してはどうでしょうか。備考欄にでも括弧書きでジャンボタニシ対策と記載してはどうでしょうか。蔵本委員、どうでしょうか。</p> <p>良いと思えます。金額については、5,000 円を 6,000 円にしています。時間もかかるということから 1,000 円増やしています。5,000 円は町から示されている金額ですので、6,000 円にして良いかは決め兼ねるところです。</p> <p>秋耕耘をした場合、町からの補助として、直営の場合は 1 反あたり 800 円、委託した場合は 2,500 円が出ています。この委託の 2,500 円は、5,000 円の 2 分の 1 という考えであったと思います。</p> <p>この補助制度は、湯梨浜町独自のものです。数年前の建議で要望したものです。6,000 円にした場合、その 2 分の 1 の 3,000 円補助してもらえるかは別の話になります。</p> <p>(事務局が退席し、産業振興課に秋耕耘の委託の場合の補助金額について確認)</p> <p>産業振興課に確認しました。秋耕耘の作業賃金を 6,000 円に決めてもらうことは問題ない。ただし、委託の場合の補助金は、2,500 円据え置きとしますとのこと。</p> <p>その場合は、委託した人は、値上がりした部分は委託した人が負担するということになります。</p> <p>この秋耕耘の 5,000 円を 6,000 円にすることについて確認します。この場合、委託した場合の補助金は 2,500 円のままで。この案どおり、6,000 円にするということに賛成の方の採決を取ります。全員を対象に採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手、賛成です。それでは、秋耕耘については 5,000 円を 6,000 円に改正します。</p> <p>併せて、備考欄に括弧書きでジャンボタニシ対策と記載をすることとします。</p> <p>次に、一般農作業賃金について、1 時間あたり 950 円を 1,000 円にしています。ここは他町も 1,000 円にしているところも多くありますので 1,000 円にしたいと思えます。</p> <p>また、この表の下段に、東郷果実部協定賃金表を掲載しています。将来的には削除する予定ですが、果実部の意向もあって現在は掲載しています。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p>
--	--	--

<p>議案第 38 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>質疑はないようですので、これより採決を行います。議案第 37 号「令和 7 年農業労働賃金等標準額の決定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 37 号「令和 7 年農業労働賃金等標準額の決定について」は、原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 38 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題とします。説明してください。</p> <p>会議書 8 頁です。</p> <p>議案第 38 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、別冊・資料 1 1 頁～25 頁)</p> <p>別冊の資料 1 をご覧ください。</p> <p>この度、地目変更の照会のあった土地は、1 頁にありますように、大字小鹿谷、田畑、国信、別所、高辻、川上の各一部であり、農地変更箇所一覧図の範囲内にあります。なお、これから説明する頁番号については、各頁の右下に記載の番号で説明します。</p> <p>(大字小鹿谷の一部 2 頁～6 頁)</p> <p>2 頁をご覧ください。大字小鹿谷の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>3 頁の番号 1 から 4 頁の番号 17 までの 17 筆について、調査前地目の田を調査後の地目、学校用地に変更するものです。これらは、次の 5 頁の航空写真において、赤色で示してありますように、現在、学校用地となっているためです。6 頁は地目変更する土地の地籍調査図であり、該当する 17 筆を黄色で示してあります。</p> <p>(大字田畑の一部 7 頁～9 頁)</p> <p>7 頁をご覧ください。大字田畑の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>8 頁の番号 18 から 9 頁の番号 36 までについて、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は県道や町道の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。</p> <p>(大字国信の一部 10 頁～14 頁)</p>
--	---------------------	---

		<p>10 頁をご覧ください。大字国信の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>11 頁の番号 37 から 14 頁の番号 70 までについて、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は県道や町道の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。</p> <p>(大字別所の一部 15 頁～16 頁)</p> <p>15 頁をご覧ください。大字別所の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>16 頁の番号 71 から番号 74 までについて、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は県道の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。</p> <p>(大字高辻の一部 17 頁～23 頁)</p> <p>17 頁をご覧ください。大字高辻の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>18 頁の番号 75 から 20 頁の番号 102 までについて、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は東郷川や川上川、県道の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。</p> <p>20 頁の番号 103 の 1 筆について、調査前地目の田を調査後の地目、原野に変更するものです。</p> <p>20 頁の番号 104 から 21 頁の番号 106 までの 3 筆について、調査前地目の田を調査後の地目、宅地に変更するものです。</p> <p>番号 103 から番号 106 までの地目変更について、22 頁の航空写真をご覧ください。番号 103 から番号 106 の土地について、赤色で示してあります。20 頁の番号 103 の土地は、小さく赤色三角形で示してあります。この度、田から原野に地目変更するものです。20 頁の番号 104 から 21 頁の番号 106 までの 3 筆については、赤色四角形で示してあります。現在は、集落排水処理施設となっているため、田から宅地に地目変更するものです。23 頁は、22 頁の地目変更する土地の地籍調査図であり、該当する 4 筆を黄色で示してありますのでご確認ください。</p> <p>(大字川上の一部 24 頁～25 頁)</p> <p>24 頁をご覧ください。大字川上の一部の農地から非農地に変更する土地です。</p> <p>25 頁の番号 107 から番号 115 までについて、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は県道や川上川の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。説明は以上です。</p>
--	--	--

4 その他	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 38 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 38 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」は、原案のとおり議決致します。以上で議事を終わります。
	(議長) 事務局	それでは、日程 4.その他に移ります。 (1) 農業委員会特別研修会（中部ブロック）の日程について、説明してください。 ○農業委員会特別研修会（中部ブロック）の日程について 12月17日（火）13:30～15:30 会場：エースパック未来中心 内容 ①農地利用最適化推進の取り組み（中部ブロック 1 委員会より） ②食料・農業・農村政策の新たな展開方向（全国農業会議所より） ※不参加の方のみ、本日 12月10日（火）までに事務局へ報告してください。 ※参加される方は、直接会場にお越しください。現地集合、現地解散とします。
	(議長) 事務局	(2) 12月農家相談会の日程について、説明してください。 ○12月農家相談会の日程について 12月19日（木）午前9時～正午 担当：③ 尾川寛信 委員、⑦ 渡邊由佳 委員、⑰ 伊藤文夫 推進委員
	(議長) 事務局	(3) 1月定例総会の日程について、説明してください。 ○1月定例総会の日程について 1月10日（金）午後3時～ 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 ⑦ 渡邊由佳 委員、⑧ 清水武敏 委員、⑭ 河井勝重 推進委員
	(議長) 事務局	(4) 1月農家相談会の日程について、説明してください。 ○1月農家相談会の日程について 1月16日（木）午前9時～正午 担当：④ 山田隆雄 委員、⑥ 山下和子 委員、⑰ 山本正義 推進委員
	(議長)	(5) 令和6年農地賃借料情報について、説明してください。

5 閉会	事務局 (議長) 事務局	<p>○令和6年農地賃借料情報について 資料2により説明 (6) 建議書について、説明してください。</p> <p>○建議書について 〔本日までの経緯〕 11月15日(金) 13:30～農政・担い手部会 内容協議 11月20日(水) 15:00～農地対策部会 内容協議 12月5日(木) 13:30～役員会(6人) 2部会の内容取りまとめ、案作成 〔本日以降〕 12月10日(火) 本日、建議書案について、全員で最終確認 ※案について若干の修正をし、全員の了解を得る。 12月13日(金) 10:00～町長へ提出 提出者は、役員6人です。 ※役員6人: 長谷川会長、土海職務代理、清水農政・担い手部会長、 山田農地対策部会長、横川農政・担い手副部会長、蔵本農地対策副部会長</p>
	事務局 (議長)	<p>その他に事務局から何かありますか。 ありません。</p>
	事務局 (議長)	<p>その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。</p>
	(議長)	<p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第9回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後5時25分)</p>